

# 告 示

埼玉県告示第四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

多加谷ビル

埼玉県狭山市入間川二丁目二千五百三十二 一、二、五、二千五百三十三 一、七、二千五百三十八 二、二千五百三十九 一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社アイオーケイ 代表取締役 多加谷磐

埼玉県狭山市入間川二丁目二十三番二十五号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年三月三十日